

国民健康保険制度改正の動向について

- 1 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ 【令和7年4月1日施行】
 - ◇基礎賦課額
 - 課税限度額 <改正前> 65万円 <改正後> 66万円
 - ◇後期高齢者支援金等賦課額
 - 課税限度額 <改正前> 24万円 <改正後> 26万円

- 2 国民健康保険税の軽減措置 低所得者の判定所得基準額の引き上げ 【令和7年4月1日施行】
 - ◇5割軽減基準額
 - <改正前>

$$\text{基礎控除額}(43\text{万円}) + 29.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$
 - <改正後>

$$\text{基礎控除額}(43\text{万円}) + 30.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$
 - ◇2割軽減基準額
 - <改正前>

$$\text{基礎控除額}(43\text{万円}) + 54.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$
 - <改正後>

$$\text{基礎控除額}(43\text{万円}) + 56\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$$

- 3 高額医療費負担金 算定基準の引き上げ 【令和7年4月1日施行】

高額な医療費を県全体で共同負担化（被保険者数按分）
 対象となるレセプトの算定基準額 <改正前> 80万円 <改正後> 90万円

- 4 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 公費支援率の引き上げ 【令和7年4月1日施行】

低所得者数に応じ、保険税の一定額を公費で補填

 - ◇2割軽減の対象者数に乗じる割合 <改正前> 13% <改正後> 14%
 - ◇5割軽減の対象者数に乗じる割合 <改正前> 14% <改正後> 15%
 - ◇7割軽減の対象者数に乗じる割合 <改正前> 15% <改正後> 16%

- 5 高額療養費制度 自己負担限度額の見直し 【令和7年8月1日施行】

別添のとおり

70歳未満

別添

定率引上げ (R7.8~R8.7)			細分化		R8.8~R9.7	R9.8~
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100> 252,600 + 1% <多数回該当：140,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
イ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700> 167,400 + 1% <多数回該当：93,000>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
ウ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900> 80,100 + 1% <多数回該当：44,400>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
エ	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 57,600 <多数回該当：44,400>	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200> 35,400 <多数回該当：24,600>	13	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+ 1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

70歳以上

定率引上げ (R7.8~R8.7)			細分化		R8.8~R9.7	R9.8~
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100> (252,600 + 1% <多数回該当：140,100>)	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700> (167,400 + 1% <多数回該当：93,000>)	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900> (80,100 + 1% <多数回該当：44,400>)	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000) (57,600 <多数回該当：44,400> 外来特例 18,000 (外来年間上限：144,000))	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900<多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	79,200<多数回該当：48,300> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100<多数回該当：46,800> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)	69,900<多数回該当：47,400> 外来特例 28,000 (外来年間上限 224,000)
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600<多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)	60,600<多数回該当：46,500> 外来特例 20,000 (外来年間上限 160,000)
低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外来特例 8,000 (24,600 外来特例 8,000)	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000 (15,000 外来特例 8,000)	14	住民税課税(一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収(標準報酬月額)等が用いられる。

※3 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。